

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第89号

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則

第1条を削る。

第2条本文中「条例」を「京都市道路附属物自動車駐車場条例（以下「条例」という。）」に改め、同条を第1条とする。

第3条第1項中「第3条」を「第5条」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同条第2項中「第5条第3項」を「第8条第3項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項本文中「第3条」を「第5条」に、「料金」を「駐車料金」に、「駐車場」を「条例第1条に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）」に改め、「自動車」の右に「（京都市出町駐車場にあっては、自転車及び原動機付自転車を含む。第5条第6項、第6条第1項、別表第2及び別表第3を除き、以下同じ。）」を加え、同条第2項中「第5条第3項」を「第8条第3項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改め、「基づき、」の右に「自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車に係る」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 学生用自転車定期駐車券の交付を受けることができる者は、学生（学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。以下同じ。）とする。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、「限り、」

の右に「自動車（京都市出町駐車場にあつては、原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）にあつては」を加え、「名称）」を「名称。以下同じ。）、自転車にあつては申請者の氏名」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第3項」に改め、「末日までの間に」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 定期駐車券の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、定期駐車券の交付を受けた者が当該定期駐車券の通用期間である月の翌月を通用期間とする定期駐車券の交付を受けようとするときは、当該交付を受けた定期駐車券の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 定期駐車券の種類
- (3) 自動車を駐車させる月
- (4) 駐車させる自動車に係る車両番号又は防犯登録番号（防犯登録をしていない自転車を駐車させる場合を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 学生用自転車定期駐車券の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請の際に、学生証その他学生であることを証する書類を提示しなければならない。

第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「自動車」を「自動車等」に改め、同条第1項本文中「自動車」の右に「（京都市出町駐車場にあつては、原動機付自転車を含む。）」を加え、同項ただし書中「料金」を「駐車料金」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（駐車料金の減免）

第7条 条例第10条の規定により駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

第8条中「及び駐車場の供用」を削る。

別表第1中「第2条関係」を「第1条関係」に改める。

別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

区	分	単位	駐	車	料	金
---	---	----	---	---	---	---

京都市出町駐車場	昼間	自動二輪車及び原動機付自転車	1回	30分までごとに60円。ただし、30分までごとに60円を加えた額が480円を超えるときは、480円
		自動二輪車以外の自動車		30分までごとに150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円
	夜間	自動二輪車及び原動機付自転車		円 480
		自動二輪車以外の自動車		1,200
	自転車	1日 1回		150
京都市御池駐車場	昼間		1回	30分までごとに250円。ただし、平日にあっては、30分までごとに250円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円
	夜間			1,500

別表第2備考3中「自動車」の右に「又は原動機付自転車」を加え、「料金」を「駐車料金」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2中「別表第2備考2」を「別表第2備考3」に改め、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 「1日」とは、条例別表第2備考2に規定する1日をいう。

別表第3中「第3条関係」を「第2条関係」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同表京都市出町駐車場の項中

「

自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	9,000
-----------------------	-------

を

」

「

自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	9,000
一般用自転車定期駐車券	2,700
学生用自転車定期駐車券	2,500

に改める。

原 動 機 付 自 転 車 定 期 駐 車 券	5, 5 0 0
-------------------------	----------

」

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)